

## 伊賀市における災害ボランティアセンターに関する協定書

伊賀市地域防災計画に基づき、特定非営利活動法人みえ防災市民会議（以下「甲」という。）と伊賀市社会福祉協議会（以下「乙」という。）と伊賀市（以下「丙」という。）が設置及び運営する災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （協働の原則）

第1条 甲、乙、丙は、災害時に受援及び支援を行うにあたり、平常時から次のことを心がける。

- （1）互いの組織は対等な関係にあるという認識のもと、それぞれの果たすべき責任と役割を認識する。
- （2）互いの組織の立場やその成り立ち、活動の目的を理解し、尊重する。
- （3）災害時にはすみやかに互いの資源を持ち寄ってセンターを運営できるよう、平常時から定期的に話し合い、情報の共有を図る。

### （センターの開設及び設置場所）

第2条 乙は、協定書締結後速やかにセンターを開設し、常設とする。

- 2 センターは、伊賀市社会福祉協議会内に設置する。ただし、当該施設が被災し、設置が困難な場合は、甲、乙、丙協議の上、丙がこれに代わる場所を確保するものとする。

### （センターの業務）

第3条 センターが実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）伊賀市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- （2）災害ボランティアの受け入れ、需給調整に関すること。
- （3）ボランティア募集等の情報発信
- （4）みえ災害ボランティア支援センター、関係ボランティア及び市民活動団体との連絡調整並びにボランティア等の派遣要請に関すること。
- （5）その他センター活動に関する業務

### （役割）

第4条 甲と乙は、センターを効果的に運営するために次のことを担う。

- （1）甲は、災害ボランティア支援組織を統括し調整を行う。
- （2）乙は、センターの窓口機能を担い総合調整を行う。
- （3）甲と乙は、平常時から関係機関との連携強化に関する取り組みを行う。
- （4）その他センター運営のために必要な人員・資材・資金・情報の収集、提供及び活用に最大限の努力を行うものとする。

(平常時の協力)

第5条 甲、乙、丙は、平常時から相互に協議、連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営を行うものとする。

2 前項の運営を行うに当たり、必要に応じて会議等を開催する。

(研修等の実施)

第6条 甲、乙、丙は、平常時から協力して、センター運営に必要な研修・講習会を実施し、人材の育成に努めるものとする。

(資機材等の確保)

第7条 甲、乙、丙は、センター運営に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第8条 センター運営に関する必要な費用は、原則として丙が負担するものとする。ただし、当該ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する丙が負担する費用について、丙に請求するものとする。また、丙の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(ボランティア保険への加入)

第9条 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者を保険に加入させることとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、その都度甲、乙、丙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成25年7月18日

甲 三重県伊勢市竹ヶ鼻町 170 番地 1  
特定非営利活動法人みえ防災市民会議  
議 長 山 本 康 史

乙 三重県伊賀市上野中町 2976 番地の 1  
社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会  
会 長 福 壽 勇

丙 三重県伊賀市上野丸之内 116 番地  
伊 賀 市  
市 長 岡 本 栄